

【公開版】

資料 2-②
2021 年 4 月 2 日
日本原燃株式会社

保安規定審査基準と保安規定の記載整理表について

標記の件、各事業で以下の通り整理した。

- | | | |
|------|--|-------|
| 添付 1 | 再処理事業所 再処理施設保安規定
再処理施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表 | 2/41 |
| 添付 2 | 再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定
廃棄物管理施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表 | 22/41 |
| 添付 3 | 保安規定審査基準への適合性整理に関する補足事項 | 40/41 |

再処理事業所 再処理施設保安規定
再処理施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表

再処理施設における保安規定の審査基準と再処理施設保安規定変更内容の整理表

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>再処理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第50条第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、再処理施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>凡例</p> <p><u>(赤字下線)</u>：変更する条文、図表</p> <p>※第〇号 X.：複数の保安規定審査基準に該当する条文について変更がある場合は、関連性が高い条文に対応した箇所に変更内容を記載し、これ以外の箇所には変更内容を記載した号番号を「※第〇号 X.」により示す。</p> </div>
<p>これを受け、認可を受けようとする再処理事業者は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第17条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p>	
<p>申請書を受理した原子力規制委員会は、再処理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第50条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第44条第1項の指定を受けたところ、第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないことと認められないことを確認するための審査を行うこととしている。 	
<p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	
<p>ただし、再処理規則第17条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	
<p>再処理規則第17条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	<p>—</p>
<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第5条（品質マネジメントシステム計画）</p>
<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第5条（品質マネジメントシステム計画）5 経営責任者等の責任</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>再処理規則第17条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第44条第1項の指定（以下単に「指定」という。）を受けたところ又は第44条の4第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、再処理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>—</p> <p>第5条（品質マネジメントシステム計画）1～8</p> <p>第5条（品質マネジメントシステム計画）図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図</p>
<p>再処理規則第17条第1項第3号 再処理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>第16条（保安に関する組織）</p> <p>第17条（職務）</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(38)（略）</p> <p>(39) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「交流電源供給機能等喪失時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(40)～(47)（略）</p> <p>(48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認、事故等に係る記録並びに再処理施設内において溢水が発生した場合（以下「溢水発生時」という。）、化学薬品漏えいが発生した場合（以下「化学薬品漏えい発生時」という。）、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）及び再処理施設に影響する</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p><u>おそれのあるその他自然災害が発生した場合（以下「その他自然災害発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備</u>に関する業務を行う。</p> <p>(49)～(56)（略）</p> <p>(57) 土木建築技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る設計<u>並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備</u>に関する業務を行う。</p> <p>(58)～(62)（略）</p>
再処理規則第17条第1項第4号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等	—
1. 再処理施設における核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。	第18条（核燃料取扱主任者の選任）
2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第50条の2第2項において準用する第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（再処理設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が核燃料物質の取扱いに関して保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	<p>第5条（品質マネジメントシステム計画）5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>第18条（核燃料取扱主任者の選任）</p> <p>第19条（核燃料取扱主任者の職務等）</p> <p>第20条（品質・保安会議の審議事項、構成等）</p> <p><u>第21条（再処理安全委員会の審議事項、構成等）※第6号7.</u></p>
3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも再処理施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。	第18条（核燃料取扱主任者の選任）第3項
再処理規則第17条第1項第5号 保安教育	—
1. 再処理施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	<p>第121条（社員等への保安教育）</p> <p>第122条（請負事業者等への保安教育）</p> <p><u>第29条の2の2（火災発生時の体制の整備）※第15号1.</u></p>
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	<p><u>第29条の3（溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備）※第15号1.</u></p> <p><u>第29条の4（火山活動のモニタリング等の体制の整備）※第15号1.</u></p> <p><u>第29条の5（火山影響等発生時の体制の整備）※第15号1.</u></p> <p><u>第29条の6（その他自然災害発生時の体制の整備）※第15号1.</u></p>
3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	
4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	
再処理規則第17条第1項第6号 再処理施設の操作	—
1. 再処理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。	<p>第24条（操作員の確保）</p> <p><u>別表2 確保する人員（第24条関係）【省略】</u></p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>2. 再処理施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p><u>第26条 (操作上の一般事項) ※第6号5.</u></p> <p>第28条 (試験操作)</p> <p>第29条 (再処理施設の使用計画)</p> <p>第29条の2 (交流電源供給機能等喪失時の体制の整備)</p> <p><u>第29条の2の2 (火災発生時の体制の整備) ※第15号1.</u></p> <p><u>第29条の3 (溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備) ※第15号1.</u></p> <p><u>第29条の4 (火山活動のモニタリング等の体制の整備) ※第15号1.</u></p> <p><u>第29条の5 (火山影響等発生時の体制の整備) ※第15号1.</u></p> <p><u>第29条の6 (その他自然災害発生時の体制の整備) ※第15号1.</u></p> <p>第30条の2 (使用済燃料による総合試験に係る試験要領書等)</p> <p>(使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理)</p> <p>第30条の3 管理担当課長は、使用済燃料による総合試験の操作において、所管する施設に関し、安全性に係る機能に係る不適合が発生した場合又は不適合の発生が想定されると判断した場合(これらの事態を本条において「不適合等」と記す。)は、不適合の識別、安全を確保するための措置を開始するとともに、5日以内(休日を除く。)に品質保証課長にその旨を連絡し、処置を担当する課長とともに的確かつ迅速に措置を完了するように努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の処置を担当する課長は、別表7の3に定める安全上重要な施設等の安全機能に係る不適合等である場合は、不適合等に対する処置方針(試験の中断を要した場合においては再開のために必要な措置を含む。)について事業部長の承認を得る。</p> <p>(以下、略)</p> <p><u>別表7の3 安全上重要な施設等及びその安全機能(第30条の3関係)【省略】</u></p> <p>第49条 (抽出塔への供給流量等)</p> <p>第120条 (使用済燃料による総合試験における教育訓練)</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。	<p>第26条 (操作上の一般事項) ※第6号5.</p> <p>第32条 (保安上特に管理を必要とするインターロック等) ※第6号5.</p> <p>第37条 (漏えい検知装置等)</p> <p>第38条 (制御建屋中央制御室換気設備及び主排気筒ガスモニタ)</p> <p>第40条 (せん断・溶解を行う使用済燃料) ※第6号5.</p> <p>第41条 (せん断・溶解)</p> <p>第42条 (清澄・計量)</p> <p>第43条 (プルトニウムを含む溶液の移送時の措置)</p> <p>第49条 (抽出塔への供給流量等)</p> <p>第50条 (プルトニウムを含む溶液の移送時の措置)</p> <p>第53条 (ウラン脱硝)</p> <p>第54条 (ウラン・プルトニウム混合脱硝)</p> <p>第55条 (分析設備におけるプルトニウムの取扱い)</p> <p>第57条 (安全上重要な警報装置が作動した場合の措置等)</p> <p>第58条 (漏えいを検知した場合の措置等)</p> <p>第59条 (臨界警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第66条 (使用済燃料の取出し等)</p> <p>第67条 (使用済燃料の燃焼度及び平均濃縮度の確認)</p> <p>第68条 (使用済燃料の仮置き及び燃料移送水中台車による移送)</p> <p>第69条 (使用済燃料の貯蔵等)</p> <p>第70条 (チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットにおける使用済燃料の取扱い)</p> <p>第71条 (使用済燃料の送出し)</p> <p>第72条 (ウラン酸化物の貯蔵)</p> <p>第73条 (ウラン・プルトニウム混合酸化物の貯蔵)</p>
4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第27条 (引継)
5. 再処理設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。	<p>第3章、第4章、第6章 各条</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作(第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。)について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>(2) 警報作動時の措置に関すること</p> <p>(略)</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p><u>9 各職位は、安全機能を有する施設の誤操作を防止するための措置を講じる。</u> (以下、略)</p> <p>(保安上特に管理を必要とするインターロック等)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 統括当直長は、別表9に定める「適用される状態」において、同表に定める前項以外の<u>保安上特に管理を必要とする</u>インターロック等を「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。</p> <p><u>別表9 保安上特に管理を必要とするインターロック等 (第32条関係) 【省略】</u></p> <p>(非常用所内電源系統)</p> <p>第34条 統括当直長は、別表14に定める非常用所内電源系統の設備を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。</p> <p><u>2 燃料管理課長及びユーティリティ施設課長は、それぞれ第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるための燃料を配備する。</u></p> <p><u>3 統括当直長は、外部電源系統における1相開放故障の発生を判断した場合、以下の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 外部電源系統における1相開放故障を警報により検知した場合、待機側の受電変圧器へ自動で切替わったことを確認する。</u></p> <p><u>(2) 負荷の異常警報等により1相開放故障を検知した場合、手動で待機側の受電変圧器に切替える。</u></p> <p><u>(3) 待機側の受電変圧器に切替わらない場合、手動にて1相開放故障が発生した受電変圧器を切り離し、第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を起動させる。</u></p> <p>(せん断・溶解を行う使用済燃料)</p> <p>第40条 前処理課長は、せん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法について、次の各号の事項を定める。</p> <p>(1) せん断・溶解を行う使用済燃料集合体の種類及び構造、照射前燃料最高濃縮度、第67条に基づき確定した使用済燃料の燃焼度、せん断を行うまでの冷却期間<u>(「冷却期間」とは、使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時からの期間をいう。)</u>、溶解槽における質量制限並びに可溶性中性子吸収材の使用の要否</p> <p>(2) 1日当たりせん断を行う使用済燃料の平均燃焼度</p> <p>2 前処理課長は、前項の事項を定めるに当たっては、次の事項を遵守するとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(1) せん断を行うまでの冷却期間を<u>15年以上とする。</u></p> <p>(以下、略)</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
6. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	<p>有毒ガス発生時の措置については、経過措置期間に行う事業変更許可後に反映予定</p> <p>第 29 条の 2（交流電源供給機能等喪失時の体制の整備）</p> <p><u>第 29 条の 2 の 2（火災発生時の体制の整備）※第 15 号 1.</u></p> <p><u>第 29 条の 3（溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備）※第 15 号 1.</u></p> <p><u>第 29 条の 4（火山活動のモニタリング等の体制の整備）※第 15 号 1.</u></p> <p><u>第 29 条の 5（火山影響等発生時の体制の整備）※第 15 号 1.</u></p> <p><u>第 29 条の 6（その他自然災害発生時の体制の整備）※第 15 号 1.</u></p> <p><u>第 30 条（地震・火災等発生時の措置）【削除】</u></p> <p>第 56 条（異常時の措置）</p>
7. 再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	<p>第 20 条（品質・保安会議の審議事項、構成等）</p> <p>（再処理安全委員会の審議事項、構成等）</p> <p>第 21 条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>（略）</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① 試験操作計画</p> <p>② 再処理施設の使用計画</p> <p>③ 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関する計画</p> <p><u>④ 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画（火災防護計画）</u></p> <p><u>⑤ 溢水発生時、化学薬品漏えい発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画</u></p> <p><u>⑥ 火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画</u></p> <p><u>⑦ 第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</u></p> <p><u>⑧ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</u></p> <p><u>⑨ 保安教育の実施計画</u></p> <p><u>⑩ 再処理施設の定期的な評価の実施計画</u></p> <p>（以下、略）</p> <p>第 21 条の 2（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等）</p>
再処理規則第 17 条第 1 項第 7 号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等	—
1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 91 条（管理区域）

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 92 条 (管理区域の区域区分)
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 93 条 (管理区域内の特別措置)
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 95 条 (管理区域への出入管理)
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 95 条 (管理区域への出入管理)
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 94 条 (飲食及び喫煙の禁止) 第 95 条 (管理区域への出入管理) 第 6 項、第 7 項 第 99 条 (作業に伴う放射線管理)
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 104 条 (物品の移動) 第 105 条 (事業所において行われる運搬) 第 106 条 (事業所外への運搬)
8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第 96 条 (保全区域)
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 97 条 (周辺監視区域)
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 3 条 (規定の遵守) 第 94 条 (飲食及び喫煙の禁止) 第 95 条 (管理区域への出入管理) 第 6 項、第 7 項 第 99 条 (作業に伴う放射線管理)
再処理規則第 17 条第 1 項第 8 号 排気監視設備及び海洋放出監視設備	—
1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 86 条 (海洋への放出) ※第 13 号 1. 第 88 条 (大気への放出) ※第 12 号 4. 別表 42 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値 (第 88 条関係) 【省略】
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 17 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 10 号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 102 条 (放射線測定器類の管理) 第 74 条 (施設管理計画)

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
再処理規則第17条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等	—
1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第98条（線量の評価及び通知） 第99条（作業に伴う放射線管理） 第101条（線量当量等の測定）※第9号9. 第102条（放射線測定器類の管理）
2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第89条（放射線管理に係る基本方針） 第98条（線量の評価及び通知） 第99条（作業に伴う放射線管理）
3. 再処理規則第9条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第100条（床、壁等の除染）
4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第101条（線量当量等の測定）※第9号9.
5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第104条（物品の移動） 第105条（事業所において行われる運搬）
6. 核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第106条（事業所外への運搬）
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	原子炉等規制法第61条の2の対象はない
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第81条の2（「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理）
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第91条（管理区域） 第92条（管理区域の区域区分） 第93条（管理区域内の特別措置） 第94条（飲食及び喫煙の禁止） 第95条（管理区域への出入管理） 第99条（作業に伴う放射線管理） 第100条（床、壁等の除染）

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第101条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表46に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p><u>3 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近又は管理区域内の建屋入口付近に表示する。</u></p> <p>第104条 (物品の移動)</p>
再処理規則第17条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法	—
1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。	<p><u>第86条 (海洋への放出) ※第13号1.</u></p> <p><u>第88条 (大気への放出) ※第12号4.</u></p> <p><u>第101条 (線量当量等の測定) ※第9号9.</u></p> <p>第102条 (放射線測定器類の管理)</p>
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第74条 (施設管理計画)
再処理規則第17条第1項第11号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等	—
1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵(使用済燃料に係るものを含む。以下同じ。)に際して臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	<p>第63条 (管理上の一般事項)</p> <p>第64条 (搬入する使用済燃料の確認)</p> <p><u>別表29 受け入れる使用済燃料の種類 (第64条関係) 【省略】</u></p> <p>第65条 (輸送容器の取扱い)</p> <p>第69条 (使用済燃料の貯蔵等)</p> <p>第72条 (ウラン酸化物の貯蔵)</p> <p>第73条 (ウラン・プルトニウム混合酸化物の貯蔵)</p> <p>第105条 (事業所において行われる運搬)</p>
2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に定めること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	<p>第105条 (事業所において行われる運搬)</p> <p>第106条 (事業所外への運搬)</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
再処理規則第17条第1項第12号 放射性廃棄物の廃棄	—
1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	(放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等) 第83条 (略)
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	2 別表35の2に定める課長は、前項の雑固体の廃棄施設への搬出又は移送に当たって必要な措置を講じるために、当該雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合は、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、同表に定める場所に一時集積場所を設定し、その旨を周知する。 設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線安全課長と協議する。 (1) 安全上重要な施設等の機能を損なうおそれがない。 (以下、略) 第84条(高レベル廃液のガラス固化及びガラス固化体の保管廃棄) 放射性廃棄物の事業所の外への廃棄は、現時点において実施しないため反映不要
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	放射性固体廃棄物の事業所の外へ運搬については、現時点において実施しないため反映不要
4. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに排気中の放射性物質の濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第88条(大気への放出) <u>別表42 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値(第88条関係)【省略】</u>
5. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等。ただし、海洋放出口周辺海域等に係るものを除く。)について定められていること。なお、第13号における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。	第97条(周辺監視区域) 第103条(環境監視)
6. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第81条(放射性廃棄物管理に係る基本方針) <u>第86条(海洋への放出)※第13号1.</u> <u>第88条(大気への放出)※第12号4.</u>
再処理規則第17条第1項第13号 海洋放出口周辺海域等の放射線管理	—
1. 放射性液体廃棄物の海洋放出の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量及び濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第86条(海洋への放出) <u>別表39 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値(第86条関係)【省略】</u>
2. 海洋放出口周辺海域等に係る平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。なお、第12号における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。	第103条(環境監視)

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
再処理規則第17条第1項第14号 非常の場合に講ずべき処置	—
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	<p>第109条（非常時対策組織） 第110条（非常時要員） 第110条の2（緊急作業従事者） 第111条（非常時用器材の整備） <u>第111条の2（通信連絡手順の整備）※第14号2.</u></p> <p><u>（安全避難通路等）</u> <u>第111条の3 管理担当課長、電気保全課長及び火災防護課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路並びに避難用及び作業用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</u></p> <p><u>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</u> <u>なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</u></p> <p>第112条（通報系統） 第113条（通 報） 第114条（応急措置） 第115条（非常時体制の発令） 第116条（非常時対策活動） 第117条（非常時体制の解除） 第118条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置） 第119条（保障措置分析所に係る措置）</p>
2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	<p><u>第26条（操作上の一般事項）※第6号5.</u></p> <p><u>（通信連絡手順の整備）</u> <u>第111条の2 技術課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異状時の対応に関する手順を定める。</u></p>
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	<p>第112条（通報系統） 第113条（通 報） 第119条（保障措置分析所に係る措置）</p>
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	<p>第118条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第114条（応急措置） 第115条（非常時体制の発令） 第116条（非常時対策活動）
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。	第110条の2（緊急作業従事者）
（1）緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を再処理事業者に書面で申し出た者であること。	第98条（線量の評価及び通知）第5項、第6項 第110条の2（緊急作業従事者） 第116条（非常時対策活動）第3項
（2）緊急作業についての訓練を受けた者であること。	
（3）実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第117条（非常時体制の解除）
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第123条（非常時訓練）
再処理規則第17条第1項第15号 設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置	—
1. 指定又は許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	<u>（火災発生時の体制の整備）</u> <u>第29条の2の2 防災業務課長は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画（火災防護計画）を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u>
（1）再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	<u>（1）火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置（初期消火活動のために必要な10名以上の要員の常駐を含む。）</u>
イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	<u>（2）火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u> <u>（3）火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備（初期消火活動のために必要な別表7の2に示す設備等を含む。）</u>
ロ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） ① 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能	<u>（4）再処理施設における可燃物の適切な管理</u> <u>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</u>

再処理施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。

- ③ 重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。
- ④ ③に掲げるもののほか、重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること。
- ⑤ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること。
- ⑦ 発生する有毒ガスからの操作員等の防護に関すること。

ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）

- ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
- ② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- ③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

3 各職位は、第1項の計画に基づき、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。また、統括当直長は、第25条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。

4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。

5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

6 工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

別表7の2 初期消火活動に係る設備等（第29条の2の2関係）【省略】

添付1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準（第29条の2の2、第29条の3、第29条の4、第29条の5及び第29条の6関連）【省略】

（溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備）

第29条の3 技術課長は、溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

(1) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

(2) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練

(3) 溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備

2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。

3 各職位は、第1項の計画に基づき、溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに溢水発生時及び化学薬品漏えい発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。

4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。

5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

6 工場長は、溢水及び化学薬品漏えいの影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措

再処理施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

置を講じる。

添付1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準（第29条の2の2、第29条の3、第29条の4、第29条の5及び第29条の6関連）【省略】

（火山活動のモニタリング等の体制の整備）

第29条の4 土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、技術本部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

(1) 火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員の配置

(2) 火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対する教育訓練

2 技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。

3 土木建築技術課長は、第1項の計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに火山活動のモニタリングのための活動を行う。

4 土木建築技術課長は、前項に定める事項について定期的に評価を行う。

5 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。

6 社長は、前項の報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。

7 事業部長は、前項の社長からの指示を受け、工場長及び核燃料取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れの停止及び新たなせん断処理の停止、工程内の核燃料物質等は溶解、分離、精製、脱硝を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う。

添付1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準（第29条の2の2、第29条の3、第29条の4、第29条の5及び第29条の6関連）【省略】

（火山影響等発生時の体制の整備）

第29条の5 技術課長は、火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

(1) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

再処理施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

- (2) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練
- (3) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備
- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。
- 3 各職位は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。
- 4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
- 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
- 6 工場長は、火山現象の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

添付1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準（第29条の2の2、第29条の3、第29条の4、第29条の5及び第29条の6関連）【省略】

（その他自然災害発生時の体制の整備）

第29条の6 技術課長は、その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

- (1) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
- (2) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練
- (3) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備
- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。
- 3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。
- 4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
- 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
- 6 工場長は、その他自然災害の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合（六ヶ所村に大津波警報が発表された場合も含む。）は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p><u>の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>添付1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準（第29条の2の2、第29条の3、第29条の4、第29条の5及び第29条の6関連）【省略】</u></p> <p>第109条（非常時対策組織） 第110条（非常時要員） 第110条の2（緊急作業従事者） 第111条（非常時用器材の整備） <u>第111条の2（通信連絡手順の整備）※第14号2.</u> <u>第111条の3（安全避難通路等）※第14条1.</u> 第112条（通報系統） 第113条（通 報） 第114条（応急措置） 第115条（非常時体制の発令） 第116条（非常時対策活動） 第117条（非常時体制の解除） 第118条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置） 第119条（保障措置分析所に係る措置）</p>
再処理規則第17条第1項第16号 記録及び報告	—
1. 再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第5条(品質マネジメントシステム計画) 4.2.4 記録の管理 第125条(記 録)
2. 再処理規則第8条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	
3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	第126条(報 告)
4. 特に、再処理規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	
5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>再処理規則第17条第1項第17号 再処理施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7 (令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p>	<p>—</p> <p>第25条 (巡視点検) <u>別表3 巡視点検を行う設備等 (第25条関係) 【省略】</u></p> <p>第74条 (施設管理計画) 第75条 (設計管理)</p> <p>(作業管理)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 第56条第1項に該当する場合に行う補修 (2) <u>第5条 7.3 適用の対象と判断した工事</u> (設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る。)</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設等の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。 (略)</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、<u>第3項第2号に係る作業</u>については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第77条 (使用前事業者検査の実施) 第78条 (定期事業者検査の実施)</p>
<p>2. 再処理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14 原院第2号 (平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))等を参考とし、再処理規則第11条の2に規定された再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p>	<p>(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は<u>添付2</u>に示すものとする。</p>
<p>3. 事業を開始した日以後20年を経過した再処理施設については、長期施設管理方針が定められていること。</p>	<p><u>添付2</u> 長期施設管理方針 【省略】</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>4. 再処理規則第17条第1項第17号に掲げる再処理施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（再処理規則第11条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に再処理規則第11条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p>	<p>保安規定の申請書に係る規定であり、保安規定自体へは反映不要</p>
<p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」等を参考として記載されていること。</p>	<p>第79条（再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価）にて定める実施計画書に当該ガイドを参考とする旨を記載。</p>
<p>6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p>	<p>第77条（使用前事業者検査の実施） 第78条（定期事業者検査の実施）</p>
<p>再処理規則第17条第1項第18号 技術情報の共有</p>	<p>—</p>
<p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の再処理事業者と共有し、自らの再処理施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>第5条（品質マネジメントシステム計画）7.4.1 調達プロセス 第74条（施設管理計画）13 情報共有</p>
<p>再処理規則第17条第1項第19号 不適合発生時の情報の公開</p>	<p>—</p>
<p>1. 再処理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p>	<p>第5条（品質マネジメントシステム計画）8.3 不適合の管理</p>
<p>2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	
<p>再処理規則第17条第1項第20号 その他必要な事項</p>	<p>—</p>
<p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、再処理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	<p>第1条（目的） 第2条（適用範囲）</p>
<p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>第4条の2（事業者対応方針等の履行）</p>

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定
廃棄物管理施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表

廃棄物管理施設における保安規定の審査基準と廃棄物管理施設保安規定変更内容の整理表

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>廃棄物管理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の18第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、廃棄物管理施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>凡例</p> <p><u>(赤字下線)</u> : 変更する条文、図表</p> <p>※第○号 X. : 複数の保安規定審査基準に該当する条文について変更がある場合は、関連性が高い条文に対応した箇所に変更内容を記載し、これ以外の箇所には変更内容を記載した号番号を「※第○号 X.」により示す。</p> </div>
<p>これを受け、認可を受けようとする廃棄物管理事業者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「廃棄物管理規則」という。）第34条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p>	
<p>申請書を受理した原子力規制委員会は、廃棄物管理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第51条の2第1項若しくは第51条の5第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであると認められないことを確認するための審査を行うこととしている。 	
<p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	
<p>ただし、廃棄物管理規則第34条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、放射性廃棄物を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	<p>—</p>
<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第3条の2（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第3条の4（品質マネジメントシステム計画）</p>
<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第3条の2（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第3条の4（品質マネジメントシステム計画）5 経営責任者等の責任</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、廃棄物管理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>—</p> <p>第3条の4（品質マネジメントシステム計画）1～8</p> <p>第3条の4（品質マネジメントシステム計画）図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図</p> <p>第3条の4（品質マネジメントシステム計画）8 評価及び改善</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第3号 操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 廃棄物管理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>第4条（保安に関する組織） <u>別図1 保安に関する組織（第4条関係）【省略】</u></p> <p>（職務）</p> <p>第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>（1）～（29）（略）</p> <p><u>（30）防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u></p> <p><u>（31）（略）</u></p> <p><u>（32）土木建築技術課長は、建物の設置及び改造に係る設計並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p><u>（33）～（47）（略）</u></p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p><u>(48) 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画、事故等に係る記録並びに火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）及び廃棄物管理施設に影響するおそれのあるその他自然災害が発生した場合（以下「その他自然災害発生時」という。）における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>(49) ～(54) (略)</u></p> <p><u>(55) 防災業務課長は、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(56) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>第9条（品質・保安会議の審議事項、構成等） <u>第10条（貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等）※第6号2.</u> 第10条の2（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等）</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第4号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等</p>	<p>—</p>
<p>1. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。</p>	<p>第6条（廃棄物取扱主任者の選任）</p>
<p>2. 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（廃棄物管理設備の操作に従事する者は、廃棄物取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>第3条の4（品質マネジメントシステム計画）5.5 責任、権限及びコミュニケーション 第6条（廃棄物取扱主任者の選任） 第7条（廃棄物取扱主任者の職務等） 第9条（品質・保安会議の審議事項、構成等） <u>第10条（貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等）※第6号2.</u></p>
<p>3. 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物管理施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>第6条（廃棄物取扱主任者の選任）第3項</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第5号 保安教育</p>	<p>—</p>
<p>1. 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	<p>第57条（保安教育） <u>第11条（巡視点検）※第15号1.</u> <u>第12条の3（火災発生時の体制の整備）※第13号1.</u></p>
<p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	<p><u>第12条の4（火山活動のモニタリング等の体制の整備）※第13号1.</u> <u>第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）※第13号1.</u> <u>第12条の6（その他自然災害発生時の体制の整備）※第13号1.</u></p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	
4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	
廃棄物管理規則第34条第1項第6号 廃棄物管理施設の操作	—
1. 廃棄物管理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。	第10条の3（操作員の確保）
2. 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	<p>（貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等）</p> <p>第10条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>（略）</p> <p>（4）第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定</p> <p>（5）この規定に基づく以下の計画</p> <p><u>①火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画（火災防護計画）</u></p> <p><u>②火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画</u></p> <p><u>③火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画</u></p> <p><u>④ガラス固化体の受入れ計画</u></p> <p><u>⑤第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</u></p> <p><u>⑥廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</u></p> <p><u>⑦保安教育の実施計画</u></p> <p><u>⑧定期的な評価の実施計画</u></p> <p>（以下、略）</p> <p><u>第11条（巡視点検）※第15号1.</u></p> <p>（操作上の一般事項）</p> <p>第12条 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。</p> <p><u>（1）操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</u></p> <p><u>（2）警報作動時の措置に関すること</u></p> <p>（以下、略）</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p><u>第12条の3（火災発生時の体制の整備）※第13号1.</u> <u>第12条の4（火山活動のモニタリング等の体制の整備）※第13号1.</u> <u>第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）※第13号1.</u> <u>第12条の6（その他自然災害発生時の体制の整備）※第13号1.</u></p>
3. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第12条の2（引継）
4. 廃棄物管理設備の操作に当たって確認すべき事項について定められていること。	<p>第3章、第5章 各条</p> <p><u>第12条（操作上の一般事項）※第6号2.</u></p> <p>（ガラス固化体の受入れ計画）</p> <p>第13条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した年度ごとのガラス固化体受入れ計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>2 再処理計画部長は、前項の計画を作成するに当たり、次の事項を遵守する。</p> <p>（1）廃棄物管理施設に受入れるガラス固化体の本数は、ガラス固化体受入れ設備の最大受入れ能力である年間500本を超えないこと。</p> <p>（2）廃棄物管理施設で管理するガラス固化体の本数がガラス固化体貯蔵設備の最大管理能力である2,880本（ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋B棟においてそれぞれ1,440本）を超えないこと。</p> <p><u>（3）【削除】</u></p> <p>3～4（略）</p>
5. 地震、火災等の発生時等に講ずべき措置について定められていること。	<p><u>第11条（巡視点検）※第15号1.</u> <u>第12条の3（火災発生時の体制の整備）※第13号1.</u> <u>第12条の4（火山活動のモニタリング等の体制の整備）※第13号1.</u> <u>第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）※第13号1.</u> <u>第12条の6（その他自然災害発生時の体制の整備）※第13号1.</u> 第46条（異常時の措置）</p>
廃棄物管理規則第34条第1項第7号 管理区域及び周辺監視区域の設定等	—
1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第32条（管理区域）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 33 条（管理区域の区域区分）
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 34 条（管理区域内の特別措置）
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 36 条（管理区域への出入管理）
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 36 条（管理区域への出入管理）
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 35 条（飲食及び喫煙の禁止） 第 36 条（管理区域への出入管理）第 6 項、第 7 項 第 39 条（作業に伴う放射線管理）
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 43 条（物品の移動） 第 44 条（事業所において行われる運搬） 第 45 条（事業所外への運搬）
8. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 37 条（周辺監視区域）
9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 3 条（規定の遵守） 第 35 条（飲食及び喫煙の禁止） 第 36 条（管理区域への出入管理）第 6 項、第 7 項 第 39 条（作業に伴う放射線管理）
廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 8 号 排気監視設備及び排水監視設備	—
1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 30 条（放射性液体廃棄物） 第 31 条（放射性気体廃棄物）※第 11 号 5. 第 42 条（放射線測定器類の管理）
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 1 5 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 1 0 号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 23 条（施設管理計画）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
廃棄物管理規則第34条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等	—
1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第38条（線量の評価及び通知） 第39条（作業に伴う放射線管理） 第41条（線量当量等の測定）※第9号9. 第42条（放射線測定器類の管理）
2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第31条の2（放射線管理に係る基本方針） 第38条（線量の評価及び通知） 第39条（作業に伴う放射線管理）
3. 廃棄物管理規則第27条第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第40条（床、壁等の除染）
4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第41条（線量当量等の測定）※第11号6.
5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第43条（物品の移動） 第44条（事業所において行われる運搬）
6. 核燃料物質等（放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第45条（事業所外への運搬） 第45条の2（ガラス固化体を納めた輸送物の運搬）
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物の仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	原子炉等規制法第61条の2の対象はない
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NIS A-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物の仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第29条の2（「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理）
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第32条（管理区域） 第33条（管理区域の区域区分） 第34条（管理区域内の特別措置） 第35条（飲食及び喫煙の禁止） 第36条（管理区域への出入管理） 第39条（作業に伴う放射線管理） 第40条（床、壁等の除染）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 41 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 15 に定めるところにより測定する。 ただし、別表 11 に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表 16 に定めるところにより測定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、第 1 項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>4 環境管理課長は、第 2 項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。</p> <p><u>5 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近に表示する。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p>第 43 条 (物品の移動)</p>
<p>廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 1 0 号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法</p>	<p>—</p>
<p>1. 放射線測定器 (放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。) の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法 (測定及び評価の方法を含む。) が定められていること。</p>	<p>第 30 条 (放射性液体廃棄物)</p> <p><u>第 31 条 (放射性気体廃棄物) ※第 11 号 5.</u></p> <p><u>第 41 条 (線量当量等の測定) ※第 9 号 9.、第 11 号 6.</u></p> <p>第 42 条 (放射線測定器類の管理)</p>
<p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第 1 5 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>第 23 条 (施設管理計画)</p>
<p>廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 1 1 号 放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄等</p>	<p>—</p>
<p>1. 事業所内における放射性廃棄物の運搬に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。</p>	<p><u>第 13 条 (ガラス固化体の受入れ計画) ※第 6 号 4.</u></p> <p>第 14 条 (輸送容器の確認)</p> <p>第 15 条 (ガラス固化体の性状の確認)</p> <p>第 16 条 (つり上げ高さの制限)</p> <p>第 17 条 (輸送容器の取扱い)</p> <p>第 18 条 (ガラス固化体の抜出し)</p> <p>第 19 条 (ガラス固化体検査・測定)</p> <p>第 20 条 (貯蔵ピットへの収納)</p> <p>第 21 条 (ガラス固化体が冷却されていることの確認)</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	第 22 条（収納管内が負圧に維持されていることの確認） 第 29 条（放射性固体廃棄物） 第 29 条の 3（事故由来放射性物質の降下物の影響確認） 第 44 条（事業所において行われる運搬）
2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第 9 号又は第 1 2 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 44 条（事業所において行われる運搬） 第 45 条（事業所外への運搬） 第 45 条の 2（ガラス固化体を納めた輸送物の運搬）
3. 放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第 9 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 45 条（事業所外への運搬） 第 45 条の 2（ガラス固化体を納めた輸送物の運搬）
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 30 条（放射性液体廃棄物）
5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	（放射性気体廃棄物） 第 31 条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 （1）放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。 （2）ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 8 に定める管理目標値を超えないように努めること。 2 放射線管理課長は、別表 9 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 10 に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。 3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。 <u>4 放射線管理課長は、第 2 項の測定結果を社員等が安全に認識できる場所に表示する。</u>
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	（線量当量等の測定） 第 41 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 15 に定めるところにより測定する。 ただし、別表 11 に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。 2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表 16 に定めるところにより測定する。 3 放射線安全課長は、第 1 項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p>4 環境管理課長は、第2項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。</p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 環境管理課長は、第2項の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>
7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	<p>第28条の2 (放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第30条 (放射性液体廃棄物)</p> <p><u>第31条 (放射性気体廃棄物) ※第11号5.</u></p>
廃棄物管理規則第34条第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置	—
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	<p>第47条 (非常時対策組織)</p> <p>第48条 (非常時要員)</p> <p>第48条の2 (緊急作業従事者)</p> <p>第49条 (非常時用器材の整備)</p> <p><u>第49条の2 (通信連絡手順の整備) ※第12号2.</u></p> <p><u>(安全避難通路等)</u></p> <p><u>第49条の3 貯蔵管理課長、電気保全課長及び火災防護課長は、事業所内の人の退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び避難用照明を整備する。</u></p> <p><u>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</u></p> <p><u>なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</u></p> <p>第50条 (通報系統)</p> <p>第51条 (通報)</p> <p>第52条 (応急措置)</p> <p>第53条 (非常時体制の発令)</p> <p>第54条 (非常時対策活動)</p> <p>第55条 (非常時体制の解除)</p> <p>第56条 (原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	<p><u>第12条（操作上の一般事項）※第6号2.</u></p> <p><u>（通信連絡手順の整備）</u></p> <p><u>第49条の2 技術課長は、安全設計上想定される事故等が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異状時の対応に関する手順を定める。</u></p>
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	<p>第50条（通報系統）</p> <p>第51条（通 報）</p>
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	<p>第56条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）</p>
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	<p>第52条（応急措置）</p> <p>第53条（非常時体制の発令）</p> <p>第54条（非常時対策活動）</p>
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。	<p>第48条の2（緊急作業従事者）</p>
(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者であること。	<p>第38条（線量の評価及び通知）第5項、第6項</p> <p>第48条の2（緊急作業従事者）</p> <p>第54条（非常時対策活動）第3項</p>
(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。	
(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	<p>第55条（非常時体制の解除）</p>
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	<p>第58条（非常時訓練）</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第13号 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置</p>	<p>—</p>
<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p>	<p><u>第11条（巡視点検）※第15号1.</u></p>
<p>(1) 廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。</p>	<p><u>(火災発生時の体制の整備)</u> <u>第12条の3 防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画（火災防護計画）を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u></p>
<p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。</p>	<p><u>(1) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置（初期消火活動のために必要な10名以上の要員の常駐を含む。）</u> <u>(2) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p>
<p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p>	<p><u>(3) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</u> <u>(初期消火活動のために必要な別表2の2に示す設備等を含む。)</u></p>
<p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p><u>(4) 廃棄物管理施設における可燃物の適切な管理</u> <u>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</u> <u>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火災発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。また、統括当直長及び貯蔵管理課長は、第11条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</u></p>
<p></p>	<p><u>4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u> <u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>
<p></p>	<p><u>6 工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>
<p></p>	<p><u>別表2の2 初期消火活動に係る設備等（第12条の3関係）【省略】</u> <u>添付1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準（第12条の3、第12条の4、第12条の5及び第12条の6関連）【省略】</u></p>
<p></p>	<p><u>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</u> <u>第12条の4 土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、技術本部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u></p>
<p></p>	<p><u>(1) 火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員の配置</u></p>

- (2) 火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対する教育訓練
- 2 技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。
- 3 土木建築技術課長は、第1項の計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに火山活動のモニタリングのための活動を行う。
- 4 土木建築技術課長は、前項に定める事項について定期的に評価を行う。
- 5 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。
- 6 社長は、前項の報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。
- 7 事業部長は、前項の社長からの指示を受け、工場長及び廃棄物取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う。

添付1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準（第12条の3、第12条の4、第12条の5及び第12条の6関連）【省略】

(火山影響等発生時の体制の整備)

第12条の5 技術課長は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

(1) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

(2) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練

(3) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備

2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。

3 各職位は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。

4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。

5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

6 工場長は、火山現象の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固

廃棄物管理施設における保安規定審査基準

保安規定関連条文

化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

添付1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準（第12条の3、第12条の4、第12条の5及び第12条の6関連）【省略】

（その他自然災害発生時の体制の整備）

第12条の6 技術課長は、その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

（1）その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

（2）その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練

（3）その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備

2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。

3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。

4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。

5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

6 工場長は、その他自然災害の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

添付1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準（第12条の3、第12条の4、第12条の5及び第12条の6関連）【省略】

第46条（異常時の措置）

第47条（非常時対策組織）

第48条（非常時要員）

第48条の2（緊急作業従事者）

第49条（非常時用器材の整備）

第49条の2（通信連絡手順の整備）※第12号2.

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p><u>第49条の3（安全避難通路等）※第12号1.</u></p> <p>第50条（通報系統） 第51条（通報） 第52条（応急措置） 第53条（非常時体制の発令） 第54条（非常時対策活動） 第55条（非常時体制の解除） 第56条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第14号 記録及び報告</p>	<p>—</p>
<p>1. 廃棄物管理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p>	<p>第3条の4（品質マネジメントシステム計画）4.2.4 記録の管理 第60条（記録）</p>
<p>2. 廃棄物管理規則第26条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p>	
<p>3. 事業所長及び廃棄物取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p>	<p>第61条（報告）</p>
<p>4. 特に、廃棄物管理規則第35条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p>	
<p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる事象について、具体的に明記されていること。</p>	
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号 廃棄物管理施設の施設管理</p>	<p>—</p>
<p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号ー7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p>	<p>第11条（巡視点検） <u>別表2 巡視点検を行う設備等（第11条関係）【省略】</u> 第23条（施設管理計画） 第24条（設計管理）</p> <p>（作業管理） 第25条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 （1）～（7）（略） <u>（8）予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講じること</u> （以下、略）</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	第 26 条（使用前事業者検査の実施） 第 27 条（定期事業者検査の実施）
2. 廃棄物管理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原管廃発第13112713号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））等を参考とし、廃棄物管理規則第29条の2に規定された廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	（廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針） 第 28 条（略） 2～7（略） 8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は添付2に示すものとする。
3. 事業を開始した日以後20年を経過した廃棄物管理施設については、長期施設管理方針が定められていること。	添付2 長期施設管理方針【省略】
4. 廃棄物管理規則第34条第1項第15号に掲げる廃棄物管理施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	保安規定の申請書に係る規定であり、保安規定自体へは反映不要
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考として記載されていること。	第 28 条（廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）にて定める実施計画書に当該ガイドを参考とする旨を記載。
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。	第 26 条（使用前事業者検査の実施） 第 27 条（定期事業者検査の実施）
廃棄物管理規則第34条第1項第16号 廃棄物管理施設の定期的な評価	—
1. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考に、廃棄物管理規則第33条の2に規定された廃棄物管理施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第 59 条（廃棄物管理施設の定期的な評価）
2. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、廃棄物管理規則第33条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。	
廃棄物管理規則第34条第1項第17号 技術情報の共有	—
1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の廃棄物管理事業者と共有し、自らの廃棄物管理施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第3条の4（品質マネジメントシステム計画）7.4.1 調達プロセス 第23条（施設管理計画）13 情報共有

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
廃棄物管理規則第34条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開	—
1. 廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条の4(品質マネジメントシステム計画) 8.3 不適合の管理
2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。	
廃棄物管理規則第34条第1項第19号 その他必要な事項	—
1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条(目的) 第2条(適用範囲)
2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。	第2条の2(基本方針) 第3条の3(事業者対応方針等の履行)

保安規定審査基準への適合性整理に関する補足事項

本資料では、再処理施設および廃棄物管理施設の新規制基準適合に係る保安規定変更申請（以下、変更申請という。）において変更した条文の記載事項等の各施設の保安規定審査基準（以下、審査基準という。）への適合性の整理について補足する。

保安規定審査基準と保安規定の記載整理表では、変更申請において変更した条項を対象に、変更箇所が関連する審査基準へ適合していることを示す。

変更した条項により複数の審査基準の要求に関連する場合は、変更した内容から最も関連性の高いと思われる審査基準の要求事項の箇所にその変更内容を記載した。

なお、審査基準への適合を整理するにあたり特に説明を要する事項を以下に補足する。

①保安規定に基づく教育の実施について

再処理施設保安規定、廃棄物管理施設保安規定では、以下の条文において、保安に関する業務を行う社員等（請負事業者等を含む）に対する保安教育の実施を規定しており、施設の操作、非常の場合に講ずべき処置等に係る基礎的な教育を実施している。

- ・再処理施設保安規定
 - 第 121 条（社員等への保安教育）
 - 第 122 条（請負事業者等への保安教育）
- ・廃棄物管理施設保安規定
 - 第 57 条（保安教育）

今回の保安規定変更では、再処理施設保安規定第 29 条の 2 の 2～第 29 条の 6、廃棄物管理施設第 12 条の 3～第 12 条の 6 に、火災発生時の対応等について、保安規定に基づき策定する体制整備の計画に基づき、火災等の事象に対応する要員に対する具体的な措置や操作方法等に関する教育訓練の実施を規定している。

この 2 つの教育は、ともに保安規定に基づき実施する教育であることから、審査基準の第 5 号（保安教育）に第 29 条の 2 の 2～第 29 条の 6 の条文を追記した。

②「再処理施設の操作」と「設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置」について

再処理施設の変更申請において、第 34 条（非常用所内電源系統）に関して 7 日間の連続運転に必要な燃料の確保と外部電源系統における 1 相開放故障時の措置を追加している。

これらの措置は、非常用所内電源系統から給電を受ける設備への電力の供給を維持

することを目的とし、非常用所内電源系統の保安電源設備としての機能を確保するための措置であることから、「再処理施設の操作」として整理している。

なお、「設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置」については、火災、自然現象、外部人為事象等による安全機能を有する施設または重大事故等対処施設の機能への影響を防止し、機能確保を図るための措置として実施するものである。

このため、第34条（非常用所内電源系統）は、審査基準の第15号（設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置）から削除した。

以 上